

## 秋田県民会館閉館中助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県民会館閉館中助成事業補助金（以下「補助金」という）の交付の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象の団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす民間の団体とする。

- (1) 過去に秋田県民会館大ホールを利用したことがあること。
- (2) 秋田市以外の文化施設を利用して芸術文化活動を行うこと。
- (3) 事業を完遂出来る見込みがあること。

2 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付対象外とする。

- (1) 専ら営利を目的とするとき。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 県から当該事業に対する他の補助を受けているとき。

(補助対象事業等)

第3条 対象となる事業は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広く県民に公開される芸術文化事業や伝統芸能に係る事業
- (2) その他文化振興のために特に必要と認める事業

2 次の各号に掲げる事業は、補助金の対象外とする。

- (1) 学校教育関連の活動、企業宣伝活動、文化事業を専業とする営利団体の事業
- (2) 寄付を目的として行われる慈善事業による公演、展示等の活動

3 補助事業の実施期間は平成30年4月1日から平成31年2月20日までとする。

(補助金の対象経費及び交付額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、対象経費を次のとおりとする。

- (1) 秋田市以外の文化施設利用に係る経費
- (2) 会場周知に係る経費

2 前項に係る交付額については1事業10万円を限度とする。

3 補助金の交付は、千円未満を切り捨てた額とする。

(補助金の交付等)

第5条 本事業の助成を受けたい団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を提出するものとする。

2 会長は、前項の申請があったときは、補助金を交付すべきと認めたものについては、交付の決定をするものとする。

(実績報告書)

第6条 補助事業者は、補助事業終了後20日以内に補助事業実績報告書（様式第6号）を提出するものとする。

2 前項の補助事業実績報告書には、事業実績書（様式第7号）及び収支精算書（様式第8号）を添付するものとする。

(補助金等の請求)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書（様式第9号）を提出するものとする。

2 前項の請求書には、補助金等を請求すべき根拠を証する書類を添付するものとする。

(関係書類等の保管)

第8条 補助事業者は、補助金交付に関する一連の通知、関連する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管するものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。